

横浜市社会福祉センター
指定管理者公募要項

令和4年6月

横浜市健康福祉局地域支援課

目次

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	公募の概要	1
(1)	対象施設	1
(2)	指定期間	1
(3)	指定管理者の公募、選定及び指定(「5 公募及び選定に関する事項」参照)	1
(4)	問合せ先	1
3	指定管理者が行う業務	1
4	横浜市社会福祉センターの概要	2
(1)	施設の設置目的	2
(2)	実施事業及び設置施設	2
(3)	建物の概要	2
(4)	職員配置及び経費等(実施事業を支える体制)	3
(5)	リスク分担	5
(6)	社会福祉センターの目的外使用	6
(7)	業務実施上の留意事項	6
5	公募及び選定に関する事項	11
(1)	公募スケジュール	11
(2)	公募手続について	11
(3)	審査及び選定の手続について	12
(4)	応募手続について	16
(5)	応募条件等について	17
6	協定及び準備に関する事項	19
(1)	協定の締結	19
(2)	協定の主な内容	19
(3)	開業準備及び業務の引継ぎ	20
(4)	指定候補者及び次期指定管理者の変更	20
(5)	指定取消及び管理業務の停止等	20
別添1	指定管理者業務の基準	
別添2	施設の概要	
別添3	応募書類様式集	
別添4	指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き	

1 指定管理者制度の趣旨

多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことで、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

このたび、令和5年4月から「横浜市社会福祉センター」の管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

2 公募の概要

(1) 対象施設

横浜市社会福祉センター

(以下、随時「社会福祉センター」又は「センター」と略します。)

(2) 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5年間)

(3) 指定管理者の公募、選定及び指定(「5 公募及び選定に関する事項」参照)

横浜市は、「横浜市社会福祉センターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、横浜市社会福祉センター条例(以下「条例」という。)第5条第5項に基づき設置される「横浜市社会福祉センター指定管理者選定評価委員会」(以下「選定評価委員会」という。)の意見を尊重して、指定管理者の候補者(以下「指定候補者」という。)及び指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者となる者(以下「次点候補者」という。)の選定を行います。

その後、市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

(4) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

健康福祉局地域支援課

電話： 045 (671) 4046 Fax： 045 (664) 3622

E-mail： kf-chiikishien@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務

横浜市社会福祉センター条例第5条の規定により、次の業務を実施します。

詳細は、別添1「指定管理者 業務の基準」を参照してください。

- (1) センターの施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 条例第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

4 横浜市社会福祉センターの概要

(1) 施設の設置目的

横浜市社会福祉センターは、「社会福祉を目的とする市民の相互交流及び活動の場を提供すること等により、市民の福祉意識の高揚と主体的な福祉活動の推進を図り、もって市民の福祉の向上に寄与するため」に設置された施設です。(横浜市社会福祉センター条例第1条)

(2) 実施事業及び設置施設

上述の目的を達成するために、センターは次の事業を行い、これらの事業を行うために次の施設を設置しています。

ア 実施事業 (条例第2条)

- (ア) 社会福祉活動の推進のための施設その他のセンターの施設の提供
- (イ) 社会福祉に関する相談及び支援
- (ウ) その他前2号に準ずる事業

イ 設置施設 (条例第3条)

- (ア) ホール及び会議室
- (イ) ボランティアセンター
- (ウ) 軽運動室
- (エ) 相談室
- (オ) 憩いの広間

(3) 建物の概要

ア 所在地

横浜市中区桜木町1丁目1番地

横浜市健康福祉総合センター地下2階・地下1階・1階の一部、4階、5階、7階の一部及び8階～10階

イ 開館年月

昭和56年4月

ウ 規模等

- (ア) 延べ床面積：8,212.35㎡ (横浜市健康福祉総合センター全体で13,175.54㎡)
- (イ) 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造一部 鉄筋コンクリート造地上11階 地下2階

エ 建物内の入居施設・団体等

- (ア) 横浜市救急医療センター：1階の一部、2階、3階
- (イ) 横浜市医師会：6階及び7階の一部
- (ウ) 建物共用部分：ロビー(1階)、機械室等(地下2階、地下1階)、倉庫(地下1階)

(4) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置

詳細は別添 1 「指定管理者 業務の基準」を参照してください。

センターの指定管理業務に従事する職員として、各業務の実施にあたり必要な能力のある職員、及び必要人数を配置することとします。また、管理運営責任者として、館長 1 名を配置することとします。

イ 指定管理料

センターの運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視及び修繕等を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料の想定上限額について、別添 3 「応募書類様式集 様式 3-① 指定管理料提案書及び収支予算書」に示しますので、これを参考に提案を行うものとします。なお、指定期間中の指定管理料については社会経済情勢等の状況により、変更となる場合があります。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期及び方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む。）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本公募要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。指定管理料減額の基準及び手続等については、協定で定めます。

ウ 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、2年目以降の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

賃金水準スライドの詳細については、別添「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を参照してください。

エ 社会福祉センターの運営収入

(ア) 利用料金収入

センターは利用料金制を導入しており、指定管理者は利用者が支払う利用料金を、自らの収入とすることができます。利用料金は、市が条例で定める額を上限として、指定管理者が市の承認を得て定めることができます。

（利用料金の対象施設（条例第9条））

- ・ホール及び会議室

- ・軽運動室
- ・附帯設備

(イ) 事業収入等

指定管理者は、自らが企画・実施する事業の収入を、自らの収入とすることができます。施設利用者の活動や利便性向上のために設置する印刷機等の使用料や用紙代等は、指定管理者が施設利用者から実費相当額を徴収することとします。

当該収入は指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

オ 修繕等

建物、設備及び備品等の修繕等について、1件あたり100万円未満のものについては、年間の合計金額が300万円の範囲内で、指定管理者の負担により実施することとします。ただし、指定管理者が目的外使用許可を得て使用している施設にかかる修繕、備品等は金額に関わらず指定管理者の負担とします。

なお、合計金額が300万円を超えた部分の取扱いについては、横浜市と指定管理者の協議により定めることとします。

(5) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定 管理者	分担 (協議)	指定管理者 (負担限度付)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○			
	それ以外のもの		○		
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○			
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更			○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○		
	事業所税率等の変更			○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による期間中の変更			○	
組織再編行為等	指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、必要な対応をするために市に発生する費用		○		
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	それ以外のもの			○	
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品		○		
	それ以外のもの (上段：一件当たり、下段：年間合計)				100万円 300万円
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○	
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○			
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断			○	

※ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ、伝染病・感染症の流行及び気象特別警報の発表が予測される場合の臨時休館等

(6) 社会福祉センターの目的外使用

横浜市は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、センターの目的外使用を許可しています。今後も、センターの運用等に支障のない限り、同団体等から同内容の目的外使用許可の申請があった場合は、使用を許可する予定です。

令和 5 年 4 月時点で目的外使用を許可する予定の目的外使用団体及び面積等は、次の通りです。詳細は、別添 1「指定管理者 業務の基準」及び別添 2「社会福祉センター施設の概要」を参照してください。

団体名等	利用目的	利用場所・面積
横浜市社会福祉協議会	団体事務室、会議室、コピー室、ロッカー室等	地下 1 階及び 7 階、8 階、9 階の一部 計 963.77 m ²
	自動販売機(2 台)	1 階 1 台、10 階 1 台 の計 2.71 m ²
	駐車場(7 台分)	地下 1 階駐車場 計 105.0 m ²
横浜市社会福祉協議会等	団体事務室、会議室、倉庫等	10 階の一部 計 264.31 m ²
横浜市学校保健会	団体事務室	5 階の一部 計 129.70 m ²
横浜高齢者健康福祉財団	団体事務室	7 階の一部 計 24.94 m ²

(7) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
- (イ) 横浜市社会福祉センター条例(昭和 56 年 3 月条例第 17 号)
- (ロ) 横浜市社会福祉センター条例施行規則(昭和 56 年 4 月規則第 44 号)
- (エ) 横浜市社会福祉センター処務要綱
- (オ) 個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
- (カ) 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成 17 年 2 月条例第 6 号)
- (キ) 横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月条例第 51 号)
- (ク) 労働関係法令(労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び雇用保険法等)
- (ケ) 建物・設備の維持保全関係法令(建築基準法、消防法、電気事業法、水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律等)
- (コ) 環境法令等(エネルギーの使用の合理化に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する

法律等)

(サ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

(シ) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

<その他横浜市の計画・施策等>

(ア) 第 4 期横浜市地域福祉保健計画（計画期間：令和元～5 年度）等

イ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

社会福祉センターの指定管理者は、選定評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイトで公表されます。

なお、受審時期は、指定期間の 2 年目又は 3 年目のいずれかのうち横浜市との協議により定める時期を原則とし、横浜市から選定評価委員会への出席、資料の提出及び報告等を求められたときは、これに応じる必要があります。

(エ) 事業実績評価の実施

運営の質の向上を図ることを目的として、上の(ウ)の第三者評価を受診した年度を除き、市は、毎年度、指定管理者から提出された事業実績評価を踏まえ、達成状況を評価します。その後、目標の達成状況を市、指定管理者双方で共有し、次年度の計画に反映させます。評価結果については、市が公表することとします。

(オ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第1号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、横浜市に適切に報告することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に社会福祉センターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ケ) 施設情報の定期的報告

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(コ) 災害等発生時の対応

社会福祉センターは、現段階では横浜市防災計画等に位置づけがありませんが、今後位置づけられる可能性があり、その場合には指定管理者はその開設及び運営等に協力していただきます。

また、現在の指定管理者と横浜市との間で定めた「津波発生時等における施設利用の協力に関する協定」に基づき、津波発生時等には一時的にセンターを開放し、避難者を支援するなどの協力を行うこととします。

なお、現在、横浜市と横浜市社会福祉協議会が「横浜市災害ボランティアセンター運営に関する覚書」を締結しています。災害発生時には、横浜市災害ボランティアセンターが社会福祉センター内に設置されるため、指定管理者は設置場所や運営面での支援等について、協力するよう努める義務があります。

(サ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(シ) 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(ヌ) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行(平成 24 年 4 月 1 日)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(セ) 横浜市中企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、平成 22 年 4 月 1 日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

(ソ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に 1 回、指定管理者となっている団体（共同事業体の場合は、すべての構成団体）について、財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(タ) ウェブサイトについて

a 最低限掲載すべき情報

指定管理者が社会福祉センターのウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) 社会福祉センターの事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341:3-2016 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

(チ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供に努めることとします。

(ツ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(テ) その他

その他、記載のない事項については、横浜市と協議を行うこととします。

5 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

ア 公募のお知らせ	令和4年6月13日(月)
イ 公募要項の配布	令和4年6月13日(月)から令和4年7月28日(木)まで
ウ 現地見学会及び応募説明会	令和4年6月21日(火)
エ 公募要項等に関する質問受付	令和4年6月21日(火)から令和4年6月28日(火)まで
オ 質問への回答	令和4年7月7日(木)頃(予定)
カ 応募書類の受付期間	令和4年7月26日(火)から令和4年7月28日(木)まで
キ 審査・選定(面接審査実施)	令和4年9月6日(火)
ク 選定結果の通知・公表	令和4年9月中旬(予定)
ケ 指定管理者の指定	令和4年12月下旬(予定)
コ 指定管理者との協定締結	令和5年3月上旬(予定)

(2) 公募手続について

ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、横浜市のウェブサイトに掲載し、広くお知らせします。

イ 公募要項の配布

(ア) 配布期間

令和4年6月13日(月)から令和4年7月28日(木)まで
(土、日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時まで)

(イ) 配布場所

横浜市健康福祉局地域支援課(横浜市庁舎15階)

次のウェブページからもダウンロードできます。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/shisetsu/center/shafuku.html>

ウ 現地見学会及び応募説明会

現地見学会、応募方法及び応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限り御参加ください。当日は、本公募要項は配布しませんので、各自で御持参ください。なお、現地見学会終了後、説明会を行います。

(ア) 開催日時

令和4年6月21日(火) 午前10時から12時まで

(イ) 開催場所

横浜市社会福祉センター(9階903小会議室)

(ウ) 参加人数

各団体3名以内とします。

(エ) 申込方法

参加を希望される団体は、令和4年6月20日(月)午後5時までに、E-mail又はFAXで

「横浜市社会福祉センター現地見学会・応募説明会申込書」(様式 12) を横浜市健康福祉局地域支援課に送付してください。

なお、説明会当日は、駐車場はありませんので、公共交通機関を御利用ください。

エ 公募要項等に関する質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間

令和 4 年 6 月 21 日 (火) から令和 4 年 6 月 28 日 (火) 午後 5 時まで

(イ) 受付方法

E-Mail 又は FAX で「質問書」(様式 13) を横浜市健康福祉局地域支援課に送付してください。なお、電話でのお問合せには応じかねますのであらかじめ御了承ください。

オ 質問への回答

令和 4 年 7 月 7 日 (木) (予定) に、次のウェブページで回答を公表します。

URL : [https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/shisetsu/center/shafuku.html)

[kaigo/chiikifukushi/shisetsu/center/shafuku.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/shisetsu/center/shafuku.html)

カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類

「5 (4) 応募手続について」を参照

(イ) 受付期間

令和 4 年 7 月 26 日 (火) から令和 4 年 7 月 28 日 (木) 午後 5 時まで

(ウ) 受付方法

横浜市健康福祉局地域支援課まで、持参いただくか又は記録が残る送付方法(簡易書留等)で御提出ください(受付期間内必着)。

(エ) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 15 階 横浜市健康福祉局地域支援課 宛

(3) 審査及び選定の手続について

ア 審査方法

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理人合計 3 名までの出席をお願いします。

面接審査に係る詳細は、応募者に後日お知らせいたします。

イ 選定評価委員会(敬称略、50 音順)

氏 名	所 属 等
阿部 義春	横浜知的障害関連施設協議会事務局長
小澤 朋人	小澤公認会計士・税理士事務所 公認会計士・税理士
須山 優江	公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会
平野 友康	横浜創英大学こども教育学部 講師
山野上啓子	NPO 法人 市民セクターよこはま

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目等について

項 目	審査の視点	配点
1 団体の状況		30
(1) 団体の理念・基本方針・事業実績等	団体の理念や基本方針及び事業実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	10
(2) 財務状況	団体の財務状況が健全であり、指定管理業務を安定して行うだけの財政基盤を備えているか。	10
(3) 応募理由	市の施策や市の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。	10
2 基本方針		20
(1) 社会福祉に関する相談及び支援に関する基本的な考え方	社会福祉センターの管理運営を行うためにふさわしい基本的な考え方が示され、その内容が優れているか。	20
3 職員配置・育成		10
(1) 職員の確保・配置及び育成	施設・設備の維持管理や事業に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。また、職員の資質向上のための具体的な育成、研修が計画されているか。	10
4 施設の管理運営		50
(1) 施設・設備の管理・維持保全及び小破修繕の実施	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検など）計画となつているとともに、小破修繕を積極的に実施する内容となっているか。	10
(2) 事件・事故防止体制・緊急時（防犯）の対応、感染症等流行時の施設運営等	事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、関係者等への連絡・報告体制、再発防止策の検討にあたっての考え方などに具体性があり、適切か。施設の管理運営にあたっての新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策についての考え方が具体的にあるか。	5
(3) 防災に対する取り組み	障害者や子育て家庭等の利用も多いセンターの特性を踏まえた日常的な防災への取組や災害発生時の安全確保の考え方が、具体的な内容になって	5

		いるか。津波避難施設としての役割、災害ボランティアセンターへの協力が具体的な内容になっているか。	
(4) 施設の適切な利用許可		公平・公正に利用受付許可を行うための方針があり、利用者の立場に立った対応や情報提供等をするための工夫や配慮が見られるか。	5
(5) 施設・設備の提供		施設・設備の提供の方針があり、適切な内容となっているか。また、具体的な目標を掲げ、目標達成に向けた具体策が明示されているか。近年のホール等の利用におけるオンライン配信等のニーズへ対応する工夫があるか。 ○ホール、会議室、軽運動室、憩いの広間 ○ボランティアセンター諸室	5
(6) 広報・利用促進計画		広報・利用促進の方針があり、実行性及び実現性を伴うものとなっているか。	10
(7) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応		利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	5
(8) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組み		個人情報保護の取組みに具体性があるか。情報公開への取組みが適切であるか。 障害者プラン、ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など本市の重要施策を踏まえた、取組みとなっているか。 市中小企業振興条例の趣旨を踏まえた取組みとなっているか。	5
5 事業の企画・実施			70
(1) 事業計画・事業展開		社会福祉センターの設置目的を理解し、横浜市の施策や利用者のニーズを踏まえた社会福祉に関する相談及び支援事業が提案されているか。 また、これらについて具体的な目標を掲げ、目標達成に向けた具体策と達成時期が明示されているか。 ※各項目15点。ただし、「その他の事業（社会福祉センターの特色を生かした独自性のある事業）」は10点。 ○ボランティアに関する情報収集・提供、相談、支援業務 ○社会福祉センターの場を生かした取組の実施	70

		○広域団体・中間支援組織との連携、ネットワークづくり ○各区の福祉保健活動拠点の支援 ○その他の事業（社会福祉センターの特色を生かした独自性のある事業）	
6 収支計画及び指定管理料			20
(1) 指定管理料及び施設の課題等に応じた費用配分		収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。また、利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特長や課題に応じた費用配分となっているか。	10
(2) 利用料金の適正性		減免等の考え方を含め、利用料金の設定は適切になっているか。	5
(3) 利用料金等収入増の取組み及び効率的な運営		利用料金収入及び事業収入等を増やすための取組みや運営費等について低額に抑える工夫がされているか。	5
合 計			200

- ※1 財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。
- ※2 各委員が評価基準項目に基づいて採点し（合計 200 点満点）、各委員の採点を合計した点数（総得点）が最も高い応募団体を指定候補者、次に点数が高い団体を次点候補者とします。
- ※3 指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（評価基準項目の合計点（満点 200 点）に、第 2 回選定評価委員会出席委員人数を乗じて算出した点数の 6 割以上）を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、応募団体が 1 団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行う場合があります。
- ※4 財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、横浜市健康福祉局のウェブページへの掲載等により公表します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/shisetsu/center/shafuku.html>

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定の議決後に公表します。

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。（令和 4 年 12 月下旬ごろを予定）

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照してください。

(4) 応募手続について

次の応募書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部、同様にした副本1部及び応募団体が特定できないようにしたうえでファイルに綴じた9部を提出してください。いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

また、財務状況の評価を外部の専門家または専門機関に一括して依頼・委託して行いますので、「シ」については、団体名や施設名を消し、団体が特定できない状態にしたものを1部提出してください。

ア 指定申請書（様式1）（横浜市社会福祉センター条例施行規則 別記様式）

イ 事業計画書（様式2）

※団体名は3ケタの任意の数字に置き換え、伏せた形で作成してください。

ウ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式3）

※団体名は3ケタの任意の数字に置き換え、伏せた形で作成してください。

エ 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式 賃-1）

オ 社会福祉に関する相談及び支援の取組の実績報告書（様式4）

※団体名は3ケタの任意の数字に置き換え、伏せた形で作成してください。

カ 団体の概要（様式5）

キ 役員等氏名一覧表（様式6）及び様式のエクセルファイルデータ（CD-R）（※）

※CD-Rについては1枚

ク 欠格事項に該当しない宣誓書（様式7）

ケ 定款、規約その他これらに類する書類

コ 履歴事項全部証明書^{※1}（法人のみ。応募書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの。）

サ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

シ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類

ス 納税証明書 その3の3^{※1、2}（公募要項の配布開始日以降に発行されたもの。）

セ 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式8）^{※2}

応募時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。

ソ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類^{※3}

労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

タ 健康保険の加入を確認できる書類^{※3}

年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

チ 厚生年金保険の加入を確認できる書類^{※3}

年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

ツ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

テ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※1 健康福祉局が所管する複数の施設の選定に応募する場合には、任意の一つの施設への応募書類として原本を添付し、他の応募書類にはコピーを添付することも可とします。その際には、コピーの余白に「原本は〇〇施設の応募書類（令和●年●月●日に健康福祉局地域支援課に提出）として添付」と明記してください。

※2 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなくかつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は、「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式9）」を提出してください。

※3 各種社会保険への加入の必要がないため、タ、チ及びツの提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式10）を提出してください。

※4 共同事業体として応募する場合は、上記アからオまでに加えて、代表団体を含むすべての構成団体に関する上記カからトまでを提出してください。その際、次の2点をカに添付してください。

カー(ア) 共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）

カー(イ) 共同事業体連絡先一覧（様式5-3）

※5 中小企業等協同事業組合として応募する場合には、上記アからオまでに加えて、すべての担当組合員に関するカからトまでを提出してください。その際、次の書類をカに添付してください。

カー(ウ) 事業協同組合等構成員表（様式5-4）

※6 その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く）

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

(イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続を行っていないこと。

(ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること

(カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)であること

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表(様式6)」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていること(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと)

ウ 共同事業体に関する取扱い

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が欠格事項の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しないととも、次の事項を満たしていることが必要です。

(ア) 協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること

(イ) 当該共同事業体の構成団体が社会福祉センターの指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の共同事業体の構成団体として応募していないこと

エ 中小企業等協同組合に関する取扱い

中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が欠格事項の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しないととも、次の事項を満たしていることが必要です。

(ア) 応募時に担当組合員及び責任分担を明確に定め、「事業協同組合等構成員表」の提出が可能であること

(イ) 当該中小企業等協同組合の担当組合員が社会福祉センターの指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の中小企業等協同組合の担当組合員として応募していないこと

オ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

カ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

キ 重複応募の禁止 同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

ク 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ケ 団体職員以外による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体(共同事業体に当たっては構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体)の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定評価委員会の面接審査への出席

コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

- (ア) カからケまでの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続を遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

サ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

シ 応募書類の開示

指定管理者及び指定候補者の応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ス 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式 11）」を提出してください。

セ 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

ソ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等）
- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法

の原則等)

- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定期間満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 開業準備及び業務の引継ぎ

ア 開業準備

指定期間の開始までに準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

イ 業務の引継ぎ

指定管理者が現在の指定管理者と変更になった場合には、両者の間で引継ぎ等を行っていただきます。

引継ぎは指定期間が開始する前年度に行うこととなるため、市会における指定議案の議決後に、横浜市と指定管理者との間で契約を別途締結して実施します。

なお、引継ぎに要する費用等については、横浜市、現在の指定管理者及び次期指定管理者が協議のうえ決定します。

(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができます。また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができます。

上記の場合には、次点候補者を指定候補者として、協議を行い、指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、社会福祉センターに係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 本公募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不適当と判断される時
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ、伝染病・感染症の流行及び気象特別警報の発表が予測される場合の臨時休館などの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとするとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。